

## 第 5 編 災害復旧・復興対策

## 第1章 生活の安定

### 第1節 民生安定計画

市及び関係機関は、災害応急仮設住宅等から恒久・良質の住宅に切り換えることにより、被災者の環境の改善をするとともに、災害により被害を受けた市民が再起更生できるよう職業のあっせん、失業給付等を行い被災者の生活の確保を図る。

#### 第1 住宅の確保

##### 1 住宅復興計画の策定

被災者の住居の安定を図るため、住宅復興計画を策定し、被災者の実状に沿った施策を推進する。

##### 2 住宅の確保

土木班及び大阪府は、損壊公営住宅を速やかに修繕するとともに、関係機関と調整の上、被害状況に応じて公営住宅の供給計画を樹立し、住宅供給を促進する。

また、その際、復興過程における被災者の住居の安定を図るため、公営・UR都市機構等の空家の活用や、良質な民間賃貸住宅の借上げ等により、住宅の供給を行う。

##### 3 住宅の修理及び建設の融資

地震、豪雨、噴火、津波などの自然現象により生じた災害や住宅金融支援機構が指定した災害（H21.6.15～）によって住宅に被害を受けた場合は、住宅金融支援機構から住宅の建設資金または補修資金の融資を受けることができる。

（詳細は災害復興住宅融資のご案内を参照）

##### 4 災害危険区域等における住宅再建

市及び大阪府は、災害危険区域等における被災者等の住宅再建にあたっては、防災集団移転促進事業等を活用しつつ、極力安全な地域への移転を推奨する。

##### 5 大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法の適用申請

建物の復興に伴い、借地・借家関係をめぐる混乱が相当予想され、被災者の住居、営業等の生活への安定が阻害される恐れのある場合は、大阪府を通じて国に法の適用申請を行う。

## 第2 雇用機会の確保

財政・物品調達班は、被災者の職業あっせんについて大阪府に要請措置等の計画を樹立する。大阪府は、災害による離職者の把握に努め、就職について公共職業安定所を通じ速やかにあっせんを行う。また、災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対して、事後に災証明書により失業の認定を行い、給付を行う。

## 第3 義援金品の配分

寄託されている義援金品が、被災者の生活に適切に役立つよう、義援金品の受付け、保管場所、輸送方法等についてあらかじめ定めるとともに、迅速かつ確実に配分する。市は大阪府と協力し、小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になること等、被災地支援に関する知識を整理するとともに、その知識の普及及び内容の周知等に努めるものとする。

### 1 義援金の受付け、保管

市あてに寄託された義援金は、会計班において受付け、これらを保管する。

### 2 義援金の配分

- (1) 義援金の配分方法については、大阪府等関係する機関が協議して決定する。
- (2) 市は、大阪府、日本赤十字社から配分を委託された義援金を配分する。

### 3 義援物資の受入れ、保管等

- (1) 義援物資については、受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを把握し、その内容リスト及び送り先を非常災害対策本部等並びに報道機関を通じて国民に公表する。
- (2) 市あてに寄託された義援物資は、財政・物品調達班において受付け、これらを受領する。
- (3) 義援物資は、速やかに仕分けを行って輸送基地となる保管場所に一時保管する。鮮度を要求されるものは、保管に留意し早期配分に回す。

### 4 義援物資の配分及び輸送

- (1) 義援物資の配分については、公平な配分を行うことを第一義とするが、速やかな配分を勘案する。
- (2) 数量に限りがあるなどで不公平が生じる場合は、被害の大きい人、要配慮者等に優先して配分する。
- (3) 義援物資の輸送は、都市整備班が中心となり、自治会、自主防災組織、日本赤十字社、阪南市社会福祉協議会等の民間協力団体の協力を得て実施する。

#### 第4 災害時における日本郵便（株）の業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策

- 1 被災者に対する郵便葉書等の無償交付  
関係法令等に基づき、被災地の郵便局において被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。
- 2 被災者が差し出す郵便物の料金免除  
関係法令等に基づき、被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。
- 3 被災地あて救助用郵便物の料金免除  
関係法令等に基づき、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人または団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。
- 4 被災者救助団体に対するお年玉付郵便年賀葉書等寄付金の配分  
災害時において、お年玉付郵便葉書等に関する法律第5条第2項に基づき、被災者の救助を行う団体が被災者に配布する救助物資を購入するために必要な費用にあてるため、あらかじめ会社が行う公募に対し当該団体からの申請を受け、それらの申請のあった団体のうち、審査・選考の後、総務大臣の認可を得て、配分対象となった団体に対し、お年玉付郵便葉書等寄付金を配分する。

#### 第5 被災者保護対策（被災者台帳の作成・り災証明書の発行）

被災者に対する迅速かつ円滑な災害復旧に向けた措置を講じるため、災害発生後、速やかに人的被害調査及び家屋被害調査を実施し、被災者台帳を積極的に作成・活用する。

住家等の被害の程度を調査するにあたっては、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

併せて、遅滞なくり災証明書の発行・交付を行うことができるよう、事前に住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、家屋被害認定調査員の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、罹災証明発行業務のシステム化等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるとともに、育成した調査の担当者名簿への登録、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図る。

## 第2節 公共施設等の復旧計画

被災した公共施設の復旧は、単なる原形復旧に止まらず、再度の被害の発生を防止するため、応急復旧終了後、被害の程度を十分に検討して必要な施設の新設または改良を積極的に実施するとともに、関連事業との調整を図り、災害復旧の効果が十分発揮できるよう考慮する。

### 第1 復旧事業計画の策定

#### 1 復旧事業計画の策定

公共事業等の被害状況、発生原因を考慮し、復旧事業計画を策定するとともに、法律または予算の範囲内で、国または大阪府が費用の一部を負担または補助するものについては、査定実施が速やかに行えるように努める。

#### 2 復旧完了予定時期の明示

復旧完了予定時期の明示に努める。

### 第2 復旧計画

#### 1 河川

河川管理者は、河川が地震及び洪水等により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、効果的な復旧を行う。

特に公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりである。

- (1) 堤防の破堤、護岸、河岸の決壊で市民の日常生活に重大な影響を与えているもの
- (2) 堤防、護岸等の決壊で破堤の恐れのあるもの
- (3) 河川の流水の疎通を著しく阻害するもの
- (4) 護岸、水門等の全壊または決壊で、これを放置することにより著しい被害を生ずる恐れのあるもの

#### 2 道路施設

道路管理者は、道路、橋りょう及び道路付属物等が被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、復旧を行う。

特に公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりである。

- (1) 道路の陥没または欠損により交通が不可能または著しく困難であるもの
- (2) 道路の陥没または欠損で、これを放置することにより二次被害の恐れがあるもの

### 3 その他の公共施設等

医療施設、社会福祉施設、教育施設等の公共施設管理者は、被害状況を速やかに調査した上で緊急度に応じ効果的に復旧を図る。

## 第3 激甚災害の指定

大阪府は、被害調査に基づき、当該災害が「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下、「激甚災害法」という。）及び同法に基づく激甚災害または局地激甚災害の指定基準に該当し、特別な地方財政援助または被災者に対する特別な助成が必要と認められる場合は、政令指定を得るため適切な措置を講ずるものとする。

## 第4 激甚災害指定による財政援助

市は激甚災害または局地激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係書類を作成して大阪府知事に提出し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるように措置する。

- 1 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
- 2 農林水産業に関する特別の助成
- 3 中小企業に関する特別の助成
- 4 その他の特別の財政援助及び助成

## 第5 特定大規模災害

市が特定大規模災害（著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害）を受け、市または市長より大阪府に復興工事にかかる要請を行った場合、大阪府は、工事の実施体制等を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、工事を代行する権限代行制度により、市に対する支援を行う。

## 第3節 経済秩序安定計画

災害により被害を受けた市民が再起更生するように、被災者に対する税の徴収猶予及び減免並びに資金の融資等について、法律または条例等の定めるところにより被災者の生活確保を図る。

### 第1 市税の徴収猶予及び減免

市は、被災した納税義務者または特別徴収義務者に対し、「地方税法(昭和25年法律第226号)」または「阪南市税条例(昭和48年条例第11号)」により市税の納税緩和措置として、事態に応じ納期限の延長、徴収猶予及び減免等の措置をとる。具体的な措置の実施は、避難誘導・調査班が担当する。

#### 1 納期限の延長

災害により納税義務者が期限内に申告その他書類の提出または市税を納付できないと認められるときは、その申請により市長は異なる納期を定めることができる。ただし、特別徴収義務者に対する納期限の延長は、地方税法第321条の5の2の規定による。

#### 2 徴収猶予

災害により財産に被害を受けた納税義務者が、市税を一時に納付し、または納付することができないと認められるときは、その者の申請に基づき、1年以内において徴収を猶予する。なお、やむを得ないと認められるときは、さらに1年以内の延長を行う。

#### 3 滞納処分の執行の停止等

災害により滞納者が無財産になる等の被害を受けた場合は、滞納処分の執行停止、換価の猶予及び延滞金の減免等の適切な措置をとる。

#### 4 減免等

被災した納税義務者に対し必要と認められる場合は、固定資産税及び市民税（法人市民税を除く。）等の減免及び納入義務の免除を行う。

## 第2 融資計画

## 1 市

## (1) 市の災害障害見舞金等

市は、災害を受けた住民の生活復興の一助とするため、被災者からの受給申請により、災害弔慰金及び災害障害見舞金を「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、市の条例及び同施行規則の定めるところにより支給する。

ア 暴風、豪雨その他異常な自然現象による次のような災害に適用する。

- (ア) 1つの市町村において5世帯以上の住家が滅失した災害
- (イ) 大阪府域において災害救助法が適用された市町村が1つ以上ある災害
- (ロ) 大阪府域において住家が5世帯以上滅失した市町村が3つ以上ある場合
- (ハ) 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害

イ 次の場合、支給を制限する。

- (ア) 死亡または障害が故意または重大な過失による場合
- (イ) 別に厚生労働大臣が定める給付金が支給される場合

ウ 災害弔慰金は、死亡者の配偶者、子、父母、孫、祖父母のいずれかの者に対し、条例に定める順位で支給する。

エ 災害障害見舞金は、法律第8条に規定される障害を受けた者に対して支給する。

## (2) 災害援護資金貸付

市は、自然災害により大阪府域に災害救助法が適用された場合、「災害弔慰金の支給に関する法律」に基づき、条例の定めるところにより、災害世帯に対して生活の建て直しに資するため、災害援護資金を貸し付ける。

\*阪南市災害弔慰金の支給等に関する条例は資料編63～67頁を参照

## 2 大阪府

## (1) 生活福祉資金の災害援護資金貸付

社会福祉協議会は、「生活福祉資金貸付制度要綱」に基づき、大阪府内居住の低所得世帯に対して、災害を受けたことによる困窮から自立更正するのに必要な資金を貸し付ける。

但し、災害援護資金の対象者を除いた低所得世帯(世帯収入が生活保護基準の1.8倍)を対象とする。

## (2) 大阪府の災害等対策資金及び経営安定資金の融資

被災した中小企業者等に対し、災害復旧または経営安定のための資金を貸し付ける。

なお、市及び大阪府は、あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

### 3 政府系金融機関

#### (1) (株)日本政策金融公庫

災害の程度に応じて、融資条件を定め、災害復旧貸付を行う。また、据置期間、償還期間の延長、利率の引き下げ等の措置を行う。

なお、市及び大阪府は、あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

#### (2) 商工組合中央金庫

災害救助法が適用された地域内に事業所を有する被災中小企業者または中小企業協同組合に対して、その再建資金を貸し付ける。

#### (3) 農林漁業関係の復旧支援

- ア 天災融資資金（天災融資法）
- イ 農林水産業資金
- ウ 大阪府農林漁業経営安定資金

### 第3 被災者生活支援金

#### 1 被災者生活再建支援金の支給

市は被害状況を取りまとめ大阪府へ報告を行うとともに、「被災者生活再建支援法」に基づく適切な措置を行い、被災者に対して支援金を支給する。

#### 2 被災者生活再建支援制度の概要

##### (1) 被災者生活再建支援法の目的

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難なものに対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給することにより、その自立した生活の開始を支援することを目的とする。

##### (2) 対象となる自然災害

自然災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害であり、対象となる災害の程度は次のとおりである。

- ① 災害救助法施行令第1条第1項第1号または第2号のいずれかに該当する被害（同第2項のいわゆるみなし規定により該当することとなるものを含む。）が発生した市町村における自然災害。
- ② 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村における自然災害。
- ③ 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県における自然災害。
- ④ ①または②の市町村を含む都道府県内で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。）における自然災害。
- ⑤ 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、前記①～③に隣接する市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害。
- ⑥ ①若しくは②の市町村を含む都道府県または③の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満）、2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満のものに限る。）。

##### (3) 対象世帯

自然災害により、

- ① 住宅が全壊した世帯
- ② 住宅が半壊し、または住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）
- ⑤ 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）

(4) 支給金額

支給額は、以下の2つの支援金「ア」「イ」の合計額となる。(※世帯人数が1人の場合は、各該当の金額の3/4の額となる)

ア 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

- ・上記(3)①～③の世帯 100万円
- ・上記(3)④の世帯 50万円

イ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

・住宅を建設又は購入した場合

- 上記(3)①～④の世帯 200万円
- 上記(3)⑤の世帯 100万円

・住宅を補修した場合 100万円

- 上記(3)①～④の世帯 100万円
- 上記(3)⑤の世帯 50万円

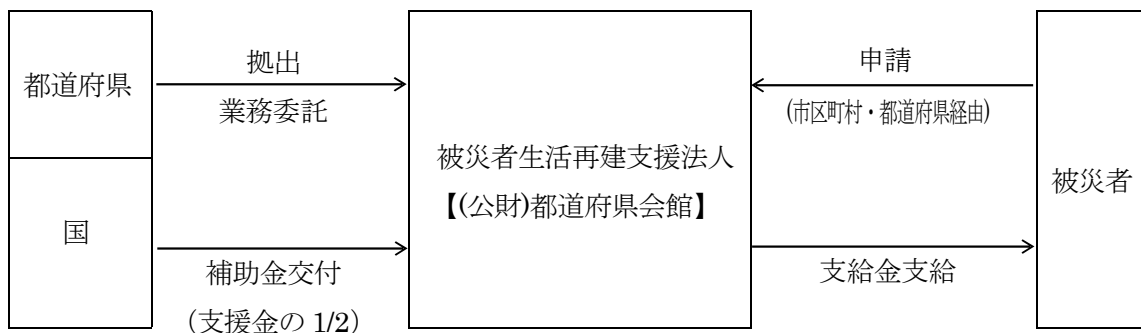
・住宅を賃借した場合（公営住宅を除く）

- 上記(3)①～④の世帯 50万円
- 上記(3)⑤の世帯 25万円

※ いったん住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入する場合は合計で200万円、いったん住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を補修する場合は合計で100万円となる。(中規模半壊世帯は1/2)

(5) 支援金支給の仕組み

実施主体は都道府県であるが、支援金の支給に関しては、都道府県から当該事務の全部を委託された被災者生活再建支援法人が都道府県により拠出された基金を活用して行う。支給の仕組みは下図のとおり。



(所管：内閣府)

## 第4 流通機能の回復

### 1 商品の確保

大阪府及び市は、生活必需品をはじめとする各種商品の在庫量を把握し、不足量については国、他府県、企業等と協議し速やかに必要量を市場に流通させるよう努める。

各鉄道、道路、港湾管理者は、速やかに施設の復旧を行い、物流の確保を図る。

### 2 消費者情報の提供

大阪府及び市は、生活必需品等の在庫量、適正価格、販売所等の必要な消費者情報を提供し、消費者の利益を図るとともに、心理的パニックを防止する。

### 3 物価の監視

大阪府は、物価の動きを調査及び監視するとともに、著しく不当な価格で販売する業者に対しては、勧告し、または公表等を含む適切な措置を講じる。

## 第2章 復旧・復興の基本方針と復興計画

被災地の復旧・復興は、被災者の生活再建を支援し、再度、災害の防止に配慮した施設復旧を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指すものとする。

特に復興は、被災前の地域課題を解消し、都市のあり方や地域産業の仕組み等も含めてより良いものにするため、被災後に速やかに大阪府は復興に関する方針を、市は復興計画を作成し、計画的な復興事業の推進を図る。

### 第1 基本方針の決定

本市は、被災地の再建を行うため、被災の状況、地域の特性、被災市民及び公共施設管理者の意向等を勘案しながら、大阪府等関係機関と協議を行い、原状復旧及び中長期的課題の解決を図る計画的復興のための基本方針を定める。

### 第2 原状復旧

原状復帰復旧を基本とする場合は、再度、災害を防止できるよう可能な限り改良復旧を行う。

### 第3 復興計画の作成

- (1) 大規模災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合、被災地域の災害復興は、都市構造や産業基盤の改変を要するような複雑かつ高度な大規模事業となるため、復興計画を策定し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的かつ速やかに復興を進める。
- (2) 本市は、復興計画の迅速かつ的確な作成と遂行を図るため、広域調整や大阪府との連携などにより、必要な体制を整備する。
- (3) 本市は、市民の生活安全と環境保全に配慮した防災まちづくりを実施するため、市民に対して、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、市民側での多種選択肢、施策情報の提供などを行い、計画作成段階で復興後のあるべき姿を明確にして、市民の理解を求め、将来に悔いのないまちづくりを目指すよう努める。

### 第4 復興のための体制整備

市及び大阪府は、復興計画の迅速かつ的確な作成と遂行を図るため、広域調整や国との連携などにより、必要な体制整備を行う。

## 第5 復興のための事前準備

地震発生後は限られた時間内に、復興に関する意思決定、都市計画決定や事業認可等の行政上の手続き、復興事業に係る人材の確保など多様でかつ膨大な作業が発生する。

そのため市及び大阪府は、復興計画の迅速かつ的確な作成と遂行を図るため、大阪府震災復興都市づくりガイドライン等に基づき、平常時から行動手順や復興の考え方の整理、住民との共有など事前復興対策に努める。